平成２３年（再イ）第１２６号
名古屋市名東区赤松台1116番地
再生債務者　早川　高正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２１６号
札幌市中央区大通西18丁目１番地19　バーチカル18―702号
再生債務者　菅原　武彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３号
岩手県花巻市高木第20地割200番地127
再生債務者　佐藤　哲男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（再イ）第４９号
宮城県宮城郡利府町しらかし台２丁目17番地２
再生債務者　佐藤　和雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第２３号
茨城県水戸市栄町１丁目９番13号
再生債務者　小松　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　水戸地方裁判所

平成２３年（再イ）第１１８号
横浜市南区永田東１丁目３番９号　ピア永田303号
再生債務者　菅野　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１５１号
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３―2705号
再生債務者　竹岡　三紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１９号
富山市四方荒屋1570番地３
再生債務者　中村　英彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第２０号
富山市四方荒屋1570番地３
再生債務者　中村　末子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第２２号
富山市海岸通字那智町２番地71
再生債務者　高瀬　憲広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　富山地方裁判所

平成２２年（再イ）第１０５号
静岡市清水区上２丁目４番２号
再生債務者　金澤　幸彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第４６号
愛知県安城市小川町御林20番地　サンルミエール103
再生債務者　石橋　達典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第１４号
三重県伊勢市小俣町明野323番地８
再生債務者　田邉　昌則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２３年（再イ）第８号
島根県安来市黒井田町200番地113
再生債務者　梶岡　史生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月２日　松江地方裁判所民事部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳から40歳くらいの男性、所持品、貿易銀(明治10年発行、１個)、白地タオル（清水生コンと記名)、白地格子柄手ぬぐい（騎西堀内油店と記名)、本「我が良き友よ(著者かまやつひろし)」「王様のセールス（出版ＫＯＳＡＩＤＡ　ＢＯＯＫＳ)」「強い営業力が身につく本（著者国司義彦)」、100円ライター（５個)、鍵（青ホルダー付、男子寮寮監室と記名)、扇子（黒地に青・金・赤のライン)、所持金29円
上記の者は、平成23年８月15日午後０時45分寄居町大字末野1705番地１中島宅元井戸小屋内で発見されたもので、死亡日は平成23年８月14日午後１時ころと推定される。遺体は火葬に付し、東全院に保管してあります。
心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。
平成 23 年９月 15 日
埼玉県　寄居町長　島田　誠

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢55～70歳の男性、身長160㎝位
上記の者は、平成23年８月11日午前６時50分頃、愛知県額田郡幸田町大字桐山地内の山林内にて白骨死体で発見されたものです。遺体は火葬に付し遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、幸田町役場健康福祉部福祉課まで申し出てください。
平成 23 年９月 15 日
愛知県　額田郡幸田町長　大須賀一誠

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢60歳～70歳位、身長155㎝､着衣は白地に青縦縞のシャツ、ベージュ色作業ズボン
上記の者は､平成23年８月11日午後５時55分頃、和歌山県東牟婁郡串本町潮岬2706番地先東方約450メートル先海岸で発見されたものである。死亡の日時は平成23年７月中旬頃と推定。身元不明のため串本町火葬場にて火葬し、遺骨を保管しているので、心当たりの方は、串本町保健福祉課まで申し出てください。
平成 23 年９月 15 日
和歌山県東牟婁郡　串本町長　田嶋　勝正